日本精神神経学会　臨床研究における倫理綱領の補遺

2010 年 7 月 17 日理事会承認案

1997 年に、日本精神神経学会は「臨床研究における倫理綱領」を発表したが、その後、日本全体として臨床研究の倫理的配慮に対する議論がなされ、また臨床疫学、脳科学、ゲノム医学など研究手技や技術の進歩があり、それに対応して政府から種々の臨床研究に関連する指針が発表され、適宜改訂もなされている。

この点を踏まえ、日本精神神経学会学会員の関与する、直接生きた人を対象とする研究、人由来の試料および人に係わる情報を用いた研究、そして死者由来の試料および死者に係わる情報を用いた研究を含む、あらゆる人を対象とした研究に関して、政府が策定した以下の諸指針に則って研究を行うことを求める。

・2010 年 7 月 17 日時点での日本における医学研究の指針

1 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(2001 年告示、04、05 年改訂)
2 疫学研究に関する臨床指針(2002 年告示、04、05、07 年改訂)
3 臨床研究に関する倫理指針(2003 年告示、04、08 年改訂)
4 遺伝子治療臨床研究に関する指針(2002 年告示、04 年改訂)
5 ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(2006 年告示)
6 ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する指針(2001 年告示、10 年改訂)

なお、今後、新たな指針が追加され場合、あるいは既存の指針が改訂された場合等は、適宜、「臨床研究における倫理綱領の補遺」は追加、改訂する予定である。

1-5 に関しては下記の厚生労働省の web site を参照。
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html

6 に関しては下記の文部科学省の web site を参照。
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito_es.html